

令和 5 年 6 月 2 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01395

研究課題名（和文）死因処分の目的財産と目的財産由来利益に対する相続債権者の地位に関する民事法的規律

研究課題名（英文）Status of inheritance Obligee

研究代表者

岩藤 美智子（IWADO, Michiko）

岡山大学・法務学域・教授

研究者番号：70324564

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：遺贈・死因贈与・遺言信託・遺言代用信託など、行為者の死亡による財産処分の目的とされた財産と、財産に由来する利益とに対する、相続債権者の地位について、研究を行った。目的財産等に対する、行為者のコントロール（所有権、利用権、撤回権・変更権など）の大小と、相続債権者の当該財産等に対する、介入的な権利行使の可否とは、連動するといえる。また、関連する当事者間の利益の公平な考慮のためには、ある程度包括的な相続財産の清算制度が要請される一方で、手続きコスト、時間など、課題のあることも確認できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

被相続人の債権者が、被相続人が生前行っていた死因処分の目的財産や、その財産に由来する利益に対して、どのような権利行使をすることができるのか（できないのか）ということを明確にしておく要請は大きい。本研究は、死因処分の行為者が死因処分の目的財産等に対して有するコントロールの大小と、相続債権者の当該目的財産等に対する権利行使の可否とが対応することを明らかにしたものである。これによって、相続という誰にも生じる、あるいは、誰もが関係しうる事柄において、関係当事者の地位をめぐる民事法的な規律の一端が明らかになり、その社会的意義は大きいものであると考える。

研究成果の概要（英文）：I studied the position of inheritance creditors. I can say that the bigger control the testator has, the more power the creditor could have over the property and interest concerned.

研究分野：民法

キーワード：遺言代替制度 死因処分

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

行為者の死亡によって効力が発生する死因処分(死因贈与、遺贈、遺言信託、遺言代用信託など)がなされた場合に、その目的財産(贈与や遺贈の目的物、当初信託財産ないし信託受益権)と目的財産に由来する利益(信託受益権に基づく給付など)とに対する、行為者の債権者(相続債権者)による権利行使をめぐる民事法的規律の在り方は、必ずしも明確なものではない。

生前処分の目的財産に対する、行為者の債権者による権利行使の可否に関する規律の内容は、比較的シンプルである。これに対して、死因処分については、処分の効力発生時には、行為者は権利能力を失っており、責任財産の区切りとしての機能を失っている。生前処分にはない死因処分の特徴を考慮に入れると、行為者の債権者は、死因処分の目的財産と目的財産に由来する利益とに対して、どのような要件のもとで、どのように権利行使することが認められるのかが問題となる。

2. 研究の目的

死因処分目的財産と目的財産由来利益とについての相続債権者の利益と、他の利害関係人(行為者、行為者の相続人、相続人の固有債権者、処分によって利益を受ける受益者など)の利益との適切な衡量のあり方を、明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

遺言・遺言代替制度についての研究

アメリカにおける遺言代替制度、ドイツにおける遺言と遺産承継のための信託的な譲渡制度、フランスにおける遺言と信託的処分、の実際の用いられ方、それぞれの目的財産ないし目的財産由来利益に対する行為者の債権者の地位について調査研究を行った。

相続財産清算制度についての研究

アメリカにおける検認手続き、夫婦共有財産を採用するカリフォルニア州、フランスにおける一方配偶者死亡時の夫婦共有財産の清算手続き、ドイツにおける遺産管理手続き、相続財産手続きについて、死因処分目的財産の取り扱いと、相続債権の行使をめぐる規律について調査研究を行った。

ソフトな資産の分配・帰属についての研究

情報・機会といったソフトな資産について、ある種の財産権の割り当てによる分配・帰属を規律する機能を有するものとして、信託関係法理について、調査研究を行った。

情報秘匿利益の保護と開示をめぐる議論についての研究

遺言による場合と比較して、信託による遺産承継は、行為者や受益者のプライバシー保護に資するというアメリカの議論について検討した。

4. 研究成果

遺言者や遺言信託の委託者など、死因処分の行為者が、当該目的財産に対して有するコントロール(所有権、利用権、撤回権・変更権など)の大きさが、相続債権者による当該財産に対する介入的な権利行使の可否と連動していることが明らかとなった。相続財産の包括的な清算制度は、包括的であるからこそそのメリットがある一方で、コストや時間など課題も多くあり、トレードオフの関係にある要素を考慮に入れた、制度設計が望まれるところである。

研究の具体的成果として公表した論文の結論部分の概要は、以下のとおりである。

(1) 遺言による財産処分の特性を考慮に入れた検討の必要性

債務者が、目的財産の他にめぼしい財産がない(すなわち、無資力)状態で遺贈を内容とする遺言をしても、遺言者の生存中は遺言の効力は生じず、債権者は、なお遺贈の目的財産を差し押さえることができることから、当該遺贈を対象とする詐害行為取消権請求は、認められない。また、遺言者の死亡時に遺言者(ないし相続財産)が無資力であっても、相続財産が清算される局面については、先にみたとおり、債権者詐害的な処分に対して相続債権者を保護する方策が、一応は用意されている。

これに対して、遺言者が死亡し、その相続人が原則として一切の権利義務を承継する(民法896条本文)結果として、相続債権(被相続人の債権者の債権)も受遺者の債権や遺言信託に基づいて受託者が目的財産について所有権移転登記等を受ける権利も、相続人の財産(すなわち相続財産と相続人の固有財産とが混合したもの)を引当て、ないしは、対象とする局面で、相続人が無資力であれば、相続債権者が、債務者による遺贈や遺言信託を取り消さなければ、相続債権の満

足を受けられないことがあり得る。遺言による財産の処分を対象とする詐害行為取消しの規律内容を検討する際には、このように遺言者の死亡によって相続が開始し、遺言者の責任財産とその相続人の責任財産とが原則として混合することに加えて、遺言が単独行為であること、及び、遺言時と遺言の効力発生時との間にタイムラグがあること、さらに、遺言者は、いつでも遺言を撤回することができること（同法 1022 条）を考慮に入れる必要があるものとする。

（２）遺贈と遺言信託についての考察

（Ａ）詐害行為取消しの要件と詐害信託取消しについての特則

一般に、詐害行為取消しが認められるための要件は、被保全債権の存在（民法 424 条 3 項）、債権保全の必要性、詐害行為であり（同条 1 項本文・2 項）、詐害行為受益者が善意であることは、消極的要件として位置づけられる（同条項但書）。また転得者に対する詐害行為取消請求が認められるためには、さらに、転得者の悪意（同法 424 条の 5）が要件となる。

一方、信託法は、詐害信託の取消請求として、二つのタイプのものを定めている。一つは、受託者を被告とする詐害信託取消請求であり（信託法 11 条 1 項）、もう一つは、受託者から信託財産に属する財産の給付を受けた受益者を被告とする詐害信託取消請求である（同条 4 項）。いずれについても、詐害行為取消しの一般的な要件のうち について、信託法に特則が置かれている。すなわち、委託者の債権者は、受託者が債権者を害することを知っていたか否かにかかわらず、受益者が、受益者としての指定を受けたことを知った時（受益権を譲り受けた者において、受益権を譲り受けた時）において、債権者を害することを知っていたときに限り、民法 424 条 3 項に規定する詐害行為取消請求をすることができるというものである。なお、受益者としての指定を受けたことを知った時とは、受益権取得後に知った時を意味し、受益権取得前から知っていた場合には、受益権取得時（遺言信託においては、委託者死亡時）が基準時となるものと解される。

（Ｂ）要件 についての考察

このような詐害信託取消しの規律は、詐害行為取消しの要件 について、委託者による信託の設定に受益者の意思が関与しないこと、及び、委託者による信託の設定時と受益者による受益権取得時との間にタイムラグがあることに対応した規律内容であることから、これらの要件については、遺言信託についてさらなる解釈的対応を要しないものと考えられる。

これに対して、遺贈については、遺言が単独行為であること、及び、遺言時と遺言の効力発生時との間にタイムラグがあることを考慮して解釈的対応を必要があるということができる。すなわち、詐害行為受益者や転得者の善意・悪意は、当該遺贈を内容とする遺言の効力発生によって債権者を害することについての善意・悪意と解するべきであると考えられる。また、詐害行為受益者の善意・悪意は、詐害行為時ではなく、遺言の効力発生後、自らが受遺者であることを知った時を基準時として判断されるべきものとする。

以上に対して、信託法に特則が置かれていない要件 については、遺贈と遺言信託とについて、等しく問題となり、同様の解釈的対応を要するものとする。以下では、要件 について、遺贈と遺言信託とに共通するものとして、考察を加えることとする。

（Ｃ）要件 についての考察

（a）被保全債権の存在（要件 ）

一般に、債権者は、被保全債権が債務者による詐害行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる（民法 424 条 3 項）。詐害行為前の原因に基づいて生じた債権の債権者は、原因行為の時点における債務者の責任財産を債権の引当てとして期待していたのであるから、たとえ詐害行為後に当該取引から債権が発生した場合であっても、当該債権者は、詐害行為を取り消すことによって責任財産を回復することについて保護に値する利益を有していると考えられるからである。

遺贈の目的財産が遺言者の責任財産から逸出するのは、遺言時ではなく、遺言の効力発生時すなわち遺言者の死亡時である（民法 985 条 1 項）。また、遺言者は、いつでも遺言を撤回することができる（同法 1022 条）。これらを考慮に入れると、遺言者の死亡時までの原因に基づいて生じた債権の債権者は、遺贈の目的財産を含む遺言者の責任財産を引当てとして取引等の原因行為をしたのであり、原因行為の時点における責任財産を債権の引当てとして期待していたものということができる。そうすると、遺贈や遺言信託を対象とする詐害行為取消しについては、被保全債権は、遺言者の死亡時までの原因に基づいて生じたものであれば足りると解することができる。

（b）債権保全の必要性（要件 ）

一般に、債権者による詐害行為取消請求が認められるためには、債権者が自己の債権を保全するために債務者の行為（詐害行為）を取り消す必要がある場合、すなわち、原則として、債務者が無資力である場合でなければならない。債務者が、当該行為によって無資力となったか、あるいは、無資力状態で当該行為をし、債権者が詐害行為取消請求をする時点（事実審口頭弁論終結時）でも債務者が無資力であれば、債権保全の必要性があるものということができる。債務者が遺言の目的財産を除けば無資力状態といえる状況で遺言をしたとしても、債権者は、な

お目的財産を差し押さえることができるのに対して、遺言の効力発生時に相続人が無資力であれば、相続債権者が、債務者による遺贈や遺言信託を取り消さなければ、相続債権の満足を受けられないことがあり得る。もっとも、相続財産の状態は良好であり、相続人が固有財産について債務超過であるといった場合には、相続により財産を承継してもなお相続人が無資力であるとしても、遺言（の効力発生）の結果として無資力になったということとはできないし、無資力状態で遺言（の効力が発生）をしたということもできない。従って、遺贈や遺言信託を対象とする詐害行為取消しについては、遺言者の死亡時に相続財産が無資力であり、かつ、相続の結果として相続人の固有財産との混合が生じてもなお、その無資力状態が治癒されない場合に、債権者による債権保全の必要性があると考えられる。

（c）詐害行為（要件）

一般に、債権者による詐害行為取消請求が認められるためには、債務者が、債権者を害することを知って財産権を目的とする行為をしたのでなければならない（民法 424 条 1 項・2 項）。債権者を害する行為が、詐害行為にあたりと評価されるためには、債務者に詐害の意思がなければならず、客観的要件である行為の詐害性と主観的要件である債務者の詐害の意思とは相関的に判断されるべきものと解されている。一般に、債務者の無償行為は、典型的な財産減少行為であり、詐害性の高い行為であることから、債務者の主観的要件としては、債権者を害することの認識で足りると考えられている。

遺言は行為時には効力が発生せず、遺言者の死亡時に効力が発生する無償行為であり、死亡時まで撤回自由であるにもかかわらず遺言を撤回しなかったことは、いわばその時点（すなわち死亡の直前）に債務者が無償行為をしたのと同視することができるものと考えられる。そうすると、その時点で遺言の効力発生によって債権者を害することの認識を債務者が有しておれば、当該遺贈や遺言信託は、詐害行為にあたりと解することができるものとする。

遺言代用信託を対象とする詐害行為取消しについて検討されるべき課題は、以下のとおりである。

委託者と受託者との信託契約に基づく信託であり、委託者生存中に信託の効力は生じるものの、委託者の死亡時以降に受益者が受益権を取得したり、信託財産に係る給付を受けたりする信託は、「遺言代用信託」と呼ばれる（信託法 90 条）。遺言代用信託には、様々なものがあり得るが、委託者 A 生存中の受益者を A 自身とし、A 死亡後の受益者を B とし、A が死亡後受益者変更権限や信託終了権限を有するものは、行為者 A 生存中は、目的財産に基づく利益を A 自身が享受するとともに、自らの死亡後の利益の帰属先について A がコントロール権限を有している点で、遺贈と最も類似する性質を有するものということができる。このような遺言代用信託においては、実質的には、委託者死亡時に委託者の責任財産から死亡後受益権が逸出することとなることと考えることができることから、当初信託財産の逸出とは別に、死亡後受益権の逸出を問題として、詐害行為取消しをすることができないかが検討されるべきであるように思われる。そして、そのような検討をする際には、死亡後受益者変更権限を有する委託者 A が、死亡後受益者を A の相続人から第三者に変更すること、あるいは、第三者から A の相続人に変更しなかったことをどのように評価するか、また、A が信託の終了権限を行使しなかったことをどのように評価するかが、考察されるべき課題であるということができる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 岩藤美智子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 公益財産法人トラスト未来フォーラム	5. 総ページ数 16
3. 書名 財産の管理、運用および承継と信託に関する研究	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------